

北上市教育委員会訓令第2号

事務局及び教育機関

北上市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月27日

北上市教育委員会教育長 船田 浩

北上市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

北上市教育委員会公印規程（平成3年北上市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後								
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）								
公印						保管 責任 者	摘要	公印						保管 責任 者	摘要
項	目	番 号	刻印文字	印材	大きさ（ ミリメー トル）			項	目	番 号	刻印文字	印材	大きさ（ ミリメー トル）		
[略]							[略]								
(ウ) 教育 機関	(ア) 学校	[略]					東陵 中学 校長	(ウ) 教育 機関	(ア) 学校	[略]					削除
		20	北上市立 東陵中学 校印	つげ	方30					20					

		[略]				
(イ) 学校 長		[略]				
	20	<u>北上市立</u> <u>東陵中学</u> <u>校長印</u>	<u>つげ</u>	<u>方 24</u>	<u>東陵</u> <u>中学</u> <u>校長</u>	
		[略]				
(ウ) 学校 以外 の教 育機 関の 長		[略]				
	9	[略]				
		[略]				
		[略]				

		[略]				
(イ) 学校 長		[略]				
	20					<u>削除</u>
		[略]				
(ウ) 学校 以外 の教 育機 関の 長		[略]				
	9	[略]				
	10	<u>北上市立</u> <u>北上平和</u> <u>記念展示</u> <u>館長印</u>	<u>つげ</u>	<u>方 18</u>	<u>北上</u> <u>平和</u> <u>記念</u> <u>展示</u> <u>館長</u>	
		[略]				
		[略]				

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。